

平成14年6月5日

第8回広島市都市計画審議会 議事録

事務局

都市計画局計画調整課

第8回広島市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成14年6月5日 午前10時00分
- 2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室
- 3 出席委員等
 - (1) 出席者
 - ア 学識経験者 石川伯廣 地井昭夫 高井広行 山田知子 村岡健二
 - イ 市議会議員 金子和彦 佐々木壽吉 下向井敏 鈴木君子 多田敏治
松平幹男 柳坪進
 - ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 緒方陽三
 - エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課長 関根廣行
 - オ 市民委員 岸田俊輔 志々目喜美子 若本幸範
 - カ 臨時委員 渡辺一雄
 - 以上 18名
 - (2) 欠席者
 - ア 学識経験者 岡本友子 山本鐵男 白井隆康
 - (3) 傍聴人
 - 一般 6名
 - 報道関係 1社
- 4 閉 会 午前11時00分

第8回広島市都市計画審議会

平成14年6月5日(水)

事務局(都市計画局参事) お待たせいたしました。それでは、ただ今から第8回広島市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

審議に入ります前に、本審議会の委員さんの異動がありましたので、事務局から御報告申し上げます。お手元に資料2といたしまして「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしていますので、御参考にしていただきたいと思います。

県の職員として、広島県警察本部の交通部長さんに就任していただいておりますが、3月の人事異動により石井壽夫さんが就任されております。なお、本日は、御都合によりまして欠席されておまして、代理として交通規制課長の関根廣行さんに御出席いただいております。

さて、本日の議題でございますが、先に開催通知でお知らせをさせていただいておりますとおり、第1号議案の絵下山公園の変更の1件でございます。

この議案については、計画変更予定地に絶滅危惧種であるギフチョウ及びその幼虫が餌とするサンヨウアオイが生息しており、環境影響についての専門的な審議が必要となるため、今年の2月1日に開催いたしました第7回広島市都市計画審議会におきまして、本審議会内に「絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会」を設置することを承認していただきました。その後、2月から3月にかけて計3回の専門部会を開催して、調査を行ってまいりました。

専門部会の調査結果については、3月29日に専門部会より石川会長さんに報告がなされておりますが、本日はその結果について審議会に御報告し、その内容を踏まえた議案の審議をお願いするものでございます。

なお、専門部会の調査に引き続き、本日の審議会においてこの議案の審議を行うにあたり、専門的な審議も必要であるため、鱗し類、チョウ類のことでございますが、この専門家であり、専門部会の専門委員、副部会長を務めていただいております、広島大学の渡辺一雄教授に臨時委員をお願いしております。渡辺委員は、約20年ほど前から、広島市近

郊のギフチョウ及びサンヨウアオイの生態を調査・研究されております。

臨時委員の任命については、お手元の資料3、広島市都市計画審議会条例第3条第1項に、「審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。」という規定がございますのでご覧いただきたいと思います。

それでは、渡辺委員を御紹介させていただきます。

臨時委員 渡辺です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局（都市計画局参事） よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、石川会長さん、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日御出席いただいております委員の方は、21名中18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしております。次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名いたします。本日の署名は、下向井委員さんと山田委員さんをお願いいたします。

なお、本日は、傍聴人の方がおいででございますので、あらかじめ遵守事項について説明をいたします。次の事項をお守りいただきたいと思います。

- ・ 審議内容について、拍手等をしないこと。
- ・ 騒ぎ立てないこと。
- ・ みだりに席を離れないこと。
- ・ 会場内では、携帯電話等を使用しないでください。なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りください。
- ・ その他会場の秩序を乱したり、審議の妨害となる行為をしないでください。なお、このような行為を行った場合は、退場を命じることがございます。

それでは、審議に入ります。

第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画担当課長） 皆様、おはようございます。

それでは、第1号議案の公園の変更について御説明いたします。前ほどの画面をご覧いただきたいと思います。

これは、広島圏都市計画公園のうち絵下山公園の変更を行うもので、広島市決定に係る案件でございます。

まず、都市計画に定める都市施設のうち、公園が含まれる公共空地の概要について御説明いたします。

公共空地は、良好な市街地環境の形成を図るために必要なオープンスペースであり、大きく分類いたしますと「公園」、「緑地」、「広場」、「墓園」等に分類することができます。このうち「公園」は、自然的環境により都市環境を改善し、都市に風格を与え、都市の防災空間となり、レクリエーションやコミュニティー活動の場として活用され、動植物の生育・育成空間となり、文化施設の保全・活用や、イベントなどの地域の活性化の拠点とするために都市に設けられる施設です。本市におきましては、広域のレクリエーション等の需要に対応する「広域公園」から住民の生活行動圏域に配置される「街区公園」まで、7種類の計409箇所を都市計画決定しております。

今回の案件でございます絵下山公園は、このうちの「総合公園」です。「総合公園」とは、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的として設けるものでございます。広島市では各区一箇所をベースに整備するように考えてございます。

それでは、本日の案件でございます絵下山公園の都市計画の変更につきまして、その概要を御説明いたします。

位置でございますけれども、安芸区矢野町字絵下山、及び字発喜山でございます、赤色でお示ししている部分でございます。

この公園は、広島市東部の大型レクリエーション施設としてキャンプ、散策、展望などのための施設等を設置し、安芸区民の多目的な利用に供しうる総合公園として設けたものでございます。

この写真は、当該公園の西側の黄金山から撮影した絵下山でございます、赤色でお示ししています部分が、そこから見える公園の区域でございます。この山の裏に絵下山公園が広がっております。

この図は、絵下山公園の現在の平面図でございます。先ほどの写真の撮影方向は、こちらからとなっております。赤線で囲っております面積約52.8ヘクタールの区域を昭和55年に都市計画決定しております。公園へは、東側の市道安芸4区192号線から進入いたします。地形といたしましては、東から西に向けて、図では右から左の山頂付近に向けて上り斜面となっております。施設としましては、桃色でお示ししていますキャンプ場、オレンジ色でお示ししています散策路、山頂付近には展望施設として、青色でお示ししてい

ますあずまやを設置しております。緑色の枠でお示ししている部分が、今回の変更部分でございます。

この図は、その変更部分の平面図を拡大したものでございます。緑の部分が、現在の都市計画決定区域でございます。北側の白抜きの区域は、株式会社広島ホームテレビのテレビ塔敷地です。また、同じく南側の白抜きの区域は、株式会社テレビ新広島のテレビ塔敷地でございます。これらテレビ塔は公園施設ではないことから、敷地を都市計画決定の区域から除外しております。これが現状でございます。

このたびの都市計画変更の内容は、国の施策といたしまして、一般のテレビ放送の形式を、現在のアナログ放送から地上波デジタル放送へ移行することにより、2箇所の既存のテレビ塔敷地を1箇所に集約し、これに合わせて、公園の都市計画区域を変更しようとするものでございます。詳しく述べますと、広島ホームテレビテレビ塔敷地の約0.3ヘクタール及び、テレビ新広島テレビ塔敷地の約0.1ヘクタールを新たに公園区域に追加いたします。そして、南東部に新設予定の地上波デジタル放送テレビ塔建設のために必要な敷地、約0.2ヘクタールを公園区域から削除する変更でございます。現在、2つのテレビ塔敷地は、広島市街地や瀬戸内海を見晴らすことのできる優れた場所でございますけれども、これらをこのたび、公園区域として加え、展望・散策・休憩のための施設を整備し、公園としての機能の充実を図り、また、絵下山に生息する様々な生物との新たなふれあいの場として、自然環境の復元をめざした整備を行おうとするものでございます。

公園全体の面積は差し引き約0.2ヘクタールの増加となりまして、現在の約52.8ヘクタールから、約53.0ヘクタールになります。これが変更の概要でございます。

これが現在の広島ホームテレビテレビ塔です。

これが広島ホームテレビテレビ塔の敷地で、山を削って平場となっている部分です。

これがテレビ新広島のテレビ塔でございます。

この図は、絵下山公園全体の再整備基本計画を示しております。現在整備済みのふもと付近のキャンプ場からなる「森とくらしの交流ゾーン」、主に山中の散策路からなる「森と健康を育むゾーン」に加えまして、今回さらに、山頂部の「森の自然学習ゾーン」を整備する予定としております。

これは、都市計画変更の対象となっている山頂部分をアップにしたものです。整備イメージといたしましては、一番北側の部分の現在広島ホームテレビテレビ塔が建っている敷地には、テレビ塔の解体撤去後、敷地内に盛土を行いまして、山頂部の復元を図るとも

に、周辺に自生する雑木やエノキなどの高木の植栽を行いまして、人々が憩えるような木陰を作ります。また、ギフチョウとの共存・共生を図るような整備を行いたいと考えております。

次に、現在のテレビ新広島テレビ塔の跡地には、テレビ塔解体後、周辺に自生するものと同種の雑木や花木、ギフチョウの幼虫の食草であるサンヨウアオイなどを植栽いたします。また、今回の地上波デジタル放送テレビ塔建設予定地付近には、ボードウォークとしてバリアフリーに配慮した歩行空間や展望デッキを整備いたします。また、ギフチョウを観察できるスペースも作りたいと考えております。

先ほどの写真に戻りますけれども、赤色でお示ししている部分が山頂付近でございます。この写真がその拡大図でございます、写真の左側の鉄塔が広島ホームテレビ、右側がテレビ新広島のテレビ塔でございます。将来には、新たに共同テレビ塔を設置し、既存の二つのテレビ塔を撤去しようとするものでございます。

それでは、なぜ、地上波デジタル放送テレビ塔を、絵下山に建設することになったかについて御説明をさせていただきます。

お手元に総務省が発行しております「もうすぐ全ての放送がデジタル化されます」というパンフレットを資料として配布しておりますが、この資料を画面に映し出して御説明をさせていただきます。

現在、総務省の主導で、地上波テレビ放送のデジタル化計画が全国的に進められております。地上波テレビ放送は、すでに始まっているCS、BSのデジタル衛星放送に続きまして、現在の放送を、画質や音質がより高性能で、番組などの検索がリモコンから簡単にでき、地元のサービスも掲載しやすく、視聴者の参加が可能で、情報が収集しやすく、字幕や解説をつけたり、音声の速度を変えたりする操作ができ、お年寄りや耳の御不自由な方にも使いやすい、地上に建つアンテナ塔からデジタルの地上波を送るテレビ放送でございます。

地上波デジタル放送は、現在一般家庭に普及していますUHF用アンテナを使って、今までのテレビでも専用チューナーをつければ、手軽にサービスを受けることができます。

総務省では、昨年7月に放送普及基本計画の一部変更について、電波管理審議会に諮問をいたしまして、同審議会から変更案を適当とする旨の答申を受けております。そうしたことによりまして、東京都区内、大阪市、名古屋市などの大都市の地域におきましては2003年（平成15年）、広島市を含むその他の地域におきましては2006年（平成18

年)までに地上波デジタル放送を開始いたしまして、現在の地上波アナログ放送は、2011年(平成23年)までに廃止するとの方針を打ち出しております。

この総務省の方針を受けまして、広島地区では、NHK、広島テレビ、中国放送、テレビ新広島、広島ホームテレビのテレビ事業者5社が共同で、「広島地区地上デジタル放送送信施設建設委員会」を事業主体として、地上波デジタルテレビ塔の建設計画を推進することとなっております。

それでは、広島周辺にある数ある山のうちで、地上波デジタル放送テレビ塔の建設場所が絵下山地区に決定された理由を御説明いたします。

この図は、その選定フローでございます。まず、アンテナから市内が見通せる高所を選定いたします。そこから、放送エリアの広狭、ネットワーク構築の難易、電気・人家の有無、アクセス性の4つの条件から選定をいたしまして、さらに、地上波デジタル放送の電波を受信するための各家庭のUHFアンテナの調整に要する費用負担も考慮して候補地を絞り込んでおります。

この地図は、広島市とその周辺を示したものでございます。まず、地上波デジタル放送の送信施設設置の候補地として、青色でお示しをしていますように、アンテナから市内が見通せる高所として10箇所を選定いたしました。

その中から先ほどの4項目の選定条件を使って絞り込みをいたします。その経過につきましては、お手元の専門部会の報告書の中にも掲載をさせていただいております。この結果、このような選定条件4項目について評価をした結果でございますが、呉娑々宇山地区と絵下山地区に絞り込みをしております。

次に、UHFアンテナの調整による視聴者の負担の観点から絞り込みを行います。現在、テレビ事業者の5社は、広島市内の黄金山、比治山、絵下山に、それぞれ親局となるテレビ塔を建設して放送を行っております。地上波デジタル放送に用いる電波はUHF波でございます。現在、広島地区でUHF波を用いたアナログ放送を行っている放送事業者は、株式会社テレビ新広島と、株式会社広島ホームテレビであり、いずれもテレビ塔を絵下山山頂に設置しております。地上波デジタルテレビ塔を絵下山以外の場所に設置いたしますと、各家庭でUHFテレビアンテナ自体はそのまま使えますけれども、アンテナの向きを絵下山の方向から新しいテレビ塔の方向に変える必要がございます。その費用は、各家庭の負担となるという問題があります。一方、地上波デジタルテレビ塔を絵下山に設置いた

しますと、各家庭のUHFテレビアンテナが絵下山方向に向いたままで利用できるということになるため、各家庭の負担が軽くなるという利点がございます。

以上のことから、地上波デジタル放送テレビ塔の建設場所の最終候補地として、絵下山地区が選定されたものでございます。

次に、絵下山地区のうち、地上波デジタル放送テレビ塔建設候補地として今回の位置を選定した理由について御説明いたします。

この図は、絵下山の周辺の地形図でございます。緑色の部分が絵下山公園の概略的な区域でございます。絵下山地区におけるテレビ塔建設候補地といたしましては、絵下山の高所部分である、黄色でお示ししました8箇所が考えられます。

この8箇所から最終候補地を選定する方法といたしまして、「電波障害による視聴者への影響」の度合いについて比較しております。電波障害とは、電波が建物などに遮られたり反射したりすることにより、テレビの画像が見えにくくなるといったものでございます。この電波障害ができるだけ小さい位置にテレビ塔を設置する必要があります。

アナログ放送から地上波デジタル放送への切り替え期間中には、既設のテレビ塔と新設の地上波デジタル放送テレビ塔が共存する時期がございます。この時期はおおむね5年間でございますけれども、両方のテレビ塔の電波が干渉して、電波障害が発生する地域が生じてまいります。電波障害が発生する地域が大きくなるのは、2つの既設のテレビ塔を結ぶ直線上から外れた位置にテレビ塔を設けた場合となります。例えば、第7候補地にテレビ塔を設置した場合、2箇所の既設テレビ塔と第7候補地とを結ぶ2つの直線上に、桃色でお示ししております遮へい障害とオレンジ色でお示ししております反射障害が発生するといったこととなります。

このため、テレビ塔の建設位置は、既設テレビ塔と同一直線上に並ぶ5箇所に絞り込まれます。このうち、北側の第4候補地であります発喜山につきましては、文化財である山城跡があります。史跡の保護のためにも、今回の候補地としては除外することといたします。また、南側の第6候補地につきましては、青色でお示ししておりますように、長いアクセス道路が新たに必要となります。大規模な土地の改変となり、環境への影響が著しいといったことから除外することといたします。

以上、8箇所の候補地を、「電波障害による視聴者への影響」という観点から評価いたしまして、広島ホームテレビ敷地、テレビ新広島敷地、展望広場の3箇所に絞り込んだということでございます。

次に、この3箇所の中から選定するにあたり、各々の計画案を作成し、3つの視点から検討をいたしました。

1つ目は、「環境面から見た生態系への影響」、2つ目は、「広島市の公園整備計画との整合性」、3つ目は、「電波障害による視聴者への影響」でございます。

それでは、まず、「環境面から見た生態系への影響」という視点での検討について御説明いたします。

まず、絵下山にどのような希少動植物がいるか、また、地上波デジタルテレビ塔を建設することが生物にどのような影響を及ぼすと考えられるかについて御説明いたします。

このフローチャートは、注目すべき種の選定と評価の流れを示したものでございます。

まず、現状の生物の状況を明らかにするために文献調査を行ったところ、絵下山地区の希少動植物といたしましては、コケの一種であるキノクニキヌタゴケ、鳥類のサシバ、爬虫類のタワヤモリ、昆虫類のクツワムシとギフチョウがいることが判明いたしました。

これらの生物に対しまして、テレビ塔建設事業が与える影響を評価するため、さらに現地調査を行ったところ、3つの建設候補地内には、ギフチョウを除く希少動植物は生息していないことがわかりました。従いまして、本事業に影響される希少種は、ギフチョウであるとの結論付けを行っております。

こちらがギフチョウでございます。ギフチョウは本州特産の日本固有種でございまして、小型のアゲハチョウの一種であります。成虫は年一回、4月上旬から5月上旬にかけてのみ出現することから「春の女神」とも呼ばれております。また、最近では各地で著しく減少しているチョウの一種となっております。環境省等により、急速に減少しつつあり、絶滅の危険が増大している種に指定されていますほか、各地で天然記念物にも指定されているような生物でございます。

こちらがギフチョウの幼虫の食草、餌でありますサンヨウアオイです。ギフチョウの生育には、この植物のあることが必須条件となっております。

それでは、ギフチョウの保全を考慮して、計画案を評価いたします。対象は、先ほど選定した3つの候補地でございます。詳細の場所については、図を用いて御説明いたします。

まず、案の1は、テレビ新広島テレビ塔敷地を拡張いたしまして、地上波デジタル放送テレビ塔を建設する案でございます。

次に、案の2は、広島ホームテレビテレビ塔敷地に地上波デジタル放送テレビ塔を建設

する案でございます。

最後に、案の3は、展望広場に地上波デジタル放送テレビ塔を建設する案でございます。

これは選定のフローでございます。最初に、視点のひとつ「生態系への評価・影響」として、ギフチョウの保全対策に関しまして、「生育環境の保全」及び「生息区域の拡大」という2つの観点から検討しております。

まず、生育環境の保全につきましては、現状と同程度以上の保全を図るといった内容でございますけれども、「保全対策効果」、「保全に要するコスト」、「技術的容易性」の3項目で検討をいたしました。

最初に「保全対策効果」でございますけれども、これは、お手元にあります専門部会の報告書の資料1にもございますように、国土交通省施工の広島県東部を流れる芦田川の八田原ダム建設工事でのギフチョウ保護の実施事例でも見られますように、ギフチョウの生育環境は、サンヨウアオイを移植することにより、3つの案とも現状と同程度に保全できるものと考えております。

次に、「保全に要するコスト」でございますけれども、建設コストを含めたトータルのコストから考えますと、3案が一番安くできるということでございますけれども、保全の施工につきましては事業者が行いますことから、3つの案とも現時点では同程度といたしております。

最後に、「技術的容易性」でございますが、サンヨウアオイの移植は容易にできるものの、移植の必要のない案の2が優れているといたしております。

以上のことから、生育環境の保全につきましては、3つの案とも同程度でありますけれども、「技術的容易性」により案の2が最も良いといたしております。

次に、生息区域の拡大について、3つの案におけるギフチョウの将来の生息区域により、順に御説明をいたします。

案の1につきましては、展望広場と広島ホームテレビテレビ塔敷地が生息区域となりますが、テレビ新広島テレビ塔敷地に地上波デジタル放送テレビ塔を建設いたしますと、テレビ塔建設によりまして一連の尾根の一部が分断されるため、生息区域が分断されます。

次に、案の2でございますけれども、展望広場とテレビ新広島テレビ塔敷地が生息区域となることによりまして、2箇所の連続した生活空間が確保されます。

案の3につきましては、テレビ塔をできるだけ生息区域の端部に設置し、その周辺の保

全対策をとることによりまして、生息区域をできるだけ確保できるよう展望広場を整備いたします。あわせて、テレビ新広島テレビ塔跡の敷地と広島ホームテレビテレビ塔跡の敷地をギフチョウが生息できるよう整備し、その保全を図ることによりまして、生息区域を拡大することが可能であると考えております。このため、他の2つの案に比べて範囲を広げたほぼ3箇所の連続した生育空間が確保されることから、他の2つの案に比べ最も良いものになると考えております。また、この案では、現在アンテナがある山頂平面部分を、より市民が使える、また、市民が環境保全に協力できる公園としても、整備できる可能性をもっていると考えております。

以上のことから、生態系への影響の面からは、案の2若しくは案の3が妥当であるとの結論に至っております。

こちらは、3つの視点を並列したフローでございます。一番左が先ほど検討いたしました「生態系への影響」でございます、案の2、案の3が候補となっております。

次に、2つ目の視点、「広島市の公園整備計画との整合性」について御説明をいたします。

展望、散策等の「公園機能確保」とアクセス性等の「公園の利便性」の面では、こちらの図にありますように、案の1または案の3が、現在の広島ホームテレビテレビ塔の敷地である比較的広い範囲の平場を公園として利用できることから、良いと考えられます。また、ギフチョウとのふれあいにつきましては、3つの案ともその空間が確保できます。

従いまして、公園整備計画の視点からは、案の1若しくは案の3が妥当であるといいたしました。

次に、「テレビ視聴者の立場」からは、サービス面と利用のしやすさの検討になりますが、2006年から2011年までの地上波デジタル放送テレビ塔とアナログ放送テレビ塔が並列している期間に発生する電波障害の影響が最も少ないこと、また、現在のアナログ放送施設を移設せずに地上波デジタル放送テレビ塔を建設できるため、地上波デジタル放送開始時期である2006年に確実に間に合わせることができるという2つの理由で、案の3が妥当であるといしております。

以上、3つの視点から検討いたしましたことから、総合的に判断をいたしまして、地上波デジタル放送テレビ塔を展望広場に建設する案の3を選定いたしております。

今回の都市計画変更は、以上の結果を持ちまして行うものでございます。その内容は、冒頭にもふれましたけれども、広島ホームテレビテレビ塔敷地の約0.3ヘクタール、及び、

テレビ新広島テレビ塔敷地の約 0.1 ヘクタ - ルを新たに公園区域に追加し、展望広場の南東部に新設する地上波デジタル放送テレビ塔建設のために必要な敷地約 0.2 ヘクタ - ルを公園区域から削除する変更でございます。それまでテレビ塔の敷地であった利用価値のある展望の優良な山頂部に、展望・散策・休息等の施設を整備いたしまして、公園としての機能を充実しますとともに、絵下山に生息する様々な生き物との新たなふれあいの場として、自然環境の復元をめざした整備を行いたいと考えております。

その結果、公園全体の面積は差し引き約 0.2 ヘクタ - ルの増加となりまして、現在の約 52.8 ヘクタ - ルから約 53.0 ヘクタ - ルになります。また、この変更にあわせて位置表示の変更も行います。これが、この度の都市計画変更の概要でございます。

補足になりますけれども、今回の地上波デジタル放送テレビ塔の建設に当たりましては、絵下山公園の都市計画区域外でございますけれども、取付道路を整備する必要がございます。この図は、取付道路の位置関係を示した図でございます。この取付道路の計画に当たりましては、道路線形を極力サンヨウアオイの生息区域から外すように考えるなど、環境面に最大限配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、本案件につきましては、広島市都市計画審議会条例第 4 条によりまして専門委員を任命し、本審議会から高井委員、地井委員、お二方を加えました「絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会」を 3 回行いまして、御検討をいただいております。これは、その中で第 1 回の専門部会で現地調査を行った際の情景でございます。

第 1 号議案絵下山公園の都市計画変更の概要の説明は、以上でございます。

なお、この案件につきましては、平成 14 年 5 月 7 日から 21 日までの 2 週間、縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 本案件につきましては、先ほど事務局より説明があったとおりでございます。本年の 2 月 1 日に開催いたしました第 7 回広島市都市計画審議会におきまして、本審議会内に「絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会」を設置することを承認し、本審議会の地井委員、高井委員のほか、専門委員といたしまして、広島大学名誉教授の関太郎委員、並びに、広島県立大学名誉教授の水田國康委員、そして、本日、臨時委員として御出席いただいております広島大学教授の渡辺一雄委員に調査をお願いいたしました。

その調査結果につきまして、調査専門部会の部会長であります地井委員より報告をお願いいたします。

専門部会長 それでは、調査専門部会の部会長としまして、調査結果の報告をさせていただきます。

お手元の議案書の後ろに「絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査（報告）」という資料を添付しておりますので、その最初のページをご覧ください。

このページが、本案件についての、調査専門部会の部会長から広島市都市計画審議会の会長に対する報告でございます。調査の結果として、「当該変更については、環境に配慮した都市計画であると認めます。」という報告となっております。

2ページ以降には、その根拠といたしまして、「調査の取りまとめについて」、「調査の概要について」、「主な意見とその対応について」の3つの資料を添付してあります。

順序が逆になりますが、まず、調査の方法及び調査専門部会の開催状況につきまして、「調査の概要について」により御説明します。

まず、調査の方法としては、市の公園担当部局である緑化推進部が取りまとめた「絵下山公園のデジタルテレビ塔建設事業に係る環境影響評価及び公園整備計画について」をもとに、調査・検討を行いました。

次に、調査専門部会の開催状況ですが、第1回を本年2月6日に開催し、その後、第2回を2月21日に、第3回を3月14日に開催し、3回目の部会で都市計画変更案の環境影響についての調査結果の取りまとめを行いました。

以上が、調査の方法及び調査専門部会の開催状況でございます。

それでは、「調査の取りまとめについて」というページにお戻りください。

ここに調査結果を3項目に整理してまとめておりますので、説明させていただきます。

まず、1番目の「計画の適正」についてですが、複数の候補地の中から、絵下山公園内にデジタルテレビ塔を設置することについては、放送エリアの広狭、ネットワーク構築の難易、電気・人家の有無、アクセス性及び各家庭への負担などから、おおむね妥当な選定と考えられます。また、ギフチョウ及びその幼虫の食草となるサンヨウアオイの保全対策について、本計画により、将来の生息環境の保全及び生息区域の拡大が図られることから、本計画は適正であると判断いたしました。

次は、2番目の「工事中の対策」についてです。ギフチョウ及びサンヨウアオイへの影

響は、工事中が最も懸念されますが、事業主体、広島市及び関係学識経験者で構成する協議機関を設置し、これにより環境に配慮した施工実施計画の策定や、施工実施計画の履行について確認を徹底することで、生育環境に及ぼす影響の回避・低減が図られるものと判断しました。

最後に、3番目の「公園の管理・運営」についてですが、公園整備後の希少種等の生育環境の保全対策として、次の3つの対策を行うことにより保全が図られるものと判断しました。

1つ目として、市民等の協力による継続的な里山管理や自然学習の場としての活用が行われるよう仕組みづくりを行うこと。

2つ目として、ギフチョウ及びサンヨウアオイの生息状況及び保護の必要性等について、現地に看板を設置するなどにより、広く市民に対しPRを行うこと。

3つ目として、工事着手の前年度から工事完了の数年後に至るまで、ギフチョウの卵・幼虫の個体数及び成虫の飛翔状況、並びにサンヨウアオイの生息状況について、経年変化を確認し、必要に応じ保全対策を図ること、の3つの対策がそれです。

以上、「計画の適正について」、「工事中の対策について」、及び「公園の管理・運営について」の3項目の調査結果を総合的に判断し、最初のページにあります「当該変更については、環境に配慮した都市計画であると認めます。」という結論に至りました。

続きまして、審議の中での主な意見とその対応については、事務局のほうから説明をいたします。

会長 お願いします。

事務局（都市計画担当課長） それでは、事務局より「調査専門部会での主な意見等とその対応について」を御説明させていただきます。

お手元の報告書の中の「主な意見等とその対応について」をご覧いただきたいというふうに思います。

ここでは、主な意見等を、「計画の適正について」、「工事中の対策について」、「公園の管理・運営について」の大きく3つの項目に分類いたしまして、表の左側に各委員からの意見を、右側に事務局としての対応の考え方を記述しております。

まず、「1 計画の適正について」という項目に関しましては、そのページと、次のページにありますように11点の御意見、御質問がございました。

主な内容は、ギフチョウの成虫が餌とするサンヨウアオイの生態について、サンヨウア

オイの移植の可能性について、ギフチョウと人間との関わりについて、また、この度のような保全対策の成功事例について、そしてテレビ塔の建設候補地が絵下山公園に決まった理由について、などでございます。

このうち、この度のような保全対策の成功事例につきましては、資料1でございますけれども、世羅郡甲山町において国土交通省が施工いたしました八田原ダムの事例を添付しております。

また、テレビ塔の建設候補地を絵下山公園に決定した理由についてでございますけれども、先ほども御説明をさせていただきましたように、資料2に添付しております選定表によりまして、候補地10箇所の中から、放送エリアの広狭、ネットワーク構築の難易、電力・人家の有無、アクセス性の4項目で比較検討をしたうえで、呉娑々宇山と絵下山の2箇所に絞り込み、次にアンテナの調整代など各家庭の負担を考慮いたしまして、最終的に絵下山に選定したものでございます。

次に、「2 工事中の対策について」という項目に関しましては、3点の御意見、御質問がございました。

1点目は、「環境への影響を配慮すると、施設建設の施工範囲は極力狭くする必要のあると思うけれども、いかほどか。」という意見でございます。

事務局の考えでございますが、施工範囲につきましては、施工時に支障となる樹木の伐採や土砂流出防止のため、構造物から3m程度の範囲を考えております。

お手元に資料3といたしまして、A3版の1枚ものの紙をお配りしております。ここにありますように、施工区域界にはロープを張るとともに、サンヨウアオイの群落付近には標識板を設置することによりまして、関係者以外の立ち入りを禁止する予定としております。なお、この資料3につきましては、申し訳ございませんけれども、心無いマニアの目に触れますとサンヨウアオイがむやみに採取されるなどの恐れがございますので、審議会終了後に回収させていただきたいと存じます。

続きまして、2点目でございますが、「施設建設の施工においては、実際に施工する者へ留意事項を徹底させる必要があるが、どのように管理するのか。」といった御意見ございました。

施工時における管理につきましては、次の手順を経ることにより、環境に配慮することを考えております。

まず、最初に、といたしまして、事業主体、これは施工管理委託会社も含まますけれ

ども、それと広島市及び関係学識経験者で構成いたします協議機関を設置いたします。

次に、 としまして、事業主体と建設工事施工業者は、環境に配慮した工事施工計画書案を作成し、協議機関に諮り承認をいただきます。

そして、 といたしまして、工事施工者は、工事施工計画書の履行を現場作業員まで徹底させ、協議機関側は現地視察によりその確認を行いたいと考えております。

なお、資料4には、工事着手前から工事完成後までの協議機関と工事施工業者との関係につきまして、体制組織図（案）として添付しております。

戻っていただきまして、1枚おめくりください。

最後に、「3 公園の管理・運営について」という項目に関しましては、3点の御意見、御質問がございました。

主な内容は、ギフチョウの保全を成功させるための市民の協力の必要性について、ギフチョウに関する市民へのPRの手法について、ギフチョウ及びサンヨウアオイ移植後のモニタリング調査及び維持管理の方法についてでございます。

このうち、最後の御質問についての対応ですけれども、モニタリング調査につきましては、資料5に整理しておりますように、移植の前年度の平成14年度から工事完了翌年度の平成18年度までを調査期間といたしまして、サンヨウアオイとギフチョウの卵、幼虫の個体数の調査及びギフチョウの成虫の発生状況の確認などを行いまして、適切な対応をしてみたいというふうに考えてございます。

維持管理につきましては、サンヨウアオイの生育環境を維持するための定期的な下草刈り等を考えておりまして、これは地元のボランティア団体など、市民に参加を呼びかけることを検討しているところでございます。

以上で、調査専門部会での主な意見等とその対応についての御説明を終わります。

会長 以上、専門部会長及び事務局より、専門部会での調査結果につきまして御報告をいただきましたが、本日、御出席いただいております渡辺臨時委員には、専門的な立場から、何か御意見等ございますか。

臨時委員 ごく簡単に申しまして、ポイントが2つございます。

1つは、絵下山地域の意味であります。これは、私が申し上げるまでもありません。人文地理学的に広島市といえますのは、これは、いわゆる平地面積が非常に小さくて、山が近いわけです。そういたしますと、これから広島市のいろいろな問題があるんですが、我々、これから一番考えなければいけないことは、こういう山の近い里山環境というものをどう

位置づけるかということであります。生物学的に申しますと、これは、実は、子どもの遊び場とか、あるいは大人の憩いの場所としては、実は500万年、人類はこういう所で進化してきたわけでありますから、非常に本質的な場所です。

そのような場所とこのような政令指定都市が、どういう調和を図るかという意味で非常に重要な、いわば試金石でもあろうというふうに、私は位置づけております。これが一番目のポイントです。

2番目のポイントは、全国のギフチョウの問題です。ギフチョウと申しますのは、これは日本にしかおりません。日本も本州にしかおりません。本州では山口県から表日本では東京まで、北日本では秋田にまでしかおりません。したがって、実は、政令指定都市で言いますと、福岡、仙台、札幌というのは元来いないのです。神戸、大阪、京都、名古屋、東京、広島、ここには昔からたくさんおりました。にも関わらず、実は大阪と神戸、名古屋では、これは非常に興味深いことですが、1970年という時期、この時期の意味は非常に皆さんお考えいただけると思いますが、これをエポックにしまして、ほぼ完全に絶滅しております。大阪と名古屋では、もう確実におりません。名古屋では東山公園から藤が丘にかけて、大阪では生駒山の西側の山麓にいたのですが、いなくなりました。神戸でも同じく1970年をエポックにいなくなったことになっていたのですが、実は、つい最近、公表されておりましたが、神戸市の西区で僅かに生き残っていることがわかりました。東京も同じく1970年、多摩丘陵にいたものが全部絶滅しております。現在、政令指定都市区域内では、京都市と広島市、これが唯一のギフチョウがたくさんいる場所なんです。

ところが、京都も今、市内では2箇所。1箇所は西京区の嵯峨野の付近で、今でも僅かに残っておりますが、もうほとんど今年か来年かという状態です。もう1箇所、これはたぶん今のところ安泰ですが、比叡山の西側の山地帯ですね。あの辺は、今でも確実な産地です。だけど、もうここだけあります。しかるに、わが広島市は、かなりたくさんおります。私は20年観ておりますが、山地帯に行きますと、どこにでもとは申しませんが、おおむねある意味ではかなりおります。そして、わが絵下山は、非常にたくさんおる所であると。これが2番目のポイントです。

この2点からいたしまして、これからのことですが、やはり今、いろいろ御報告がありましたように、この場所が広島市の公園であったというのは、これは誠に奇貨とすべきことだと思います。

それから申し忘れましたが、これは皆さん、新聞やテレビでよくご存じのように、毎年春になりましたらギフチョウというのは必ず出てまいります。ヨーロッパ、例えばイギリスのようなナチュラルリズムの進んだ国では、ギフチョウと申しますと、「あんなものが今、日本の、しかも都市にいるのか。」と、生物学をやっている人は大げさではなくどなたもびっくりするような生物なんです。それが広島のココにたくさんいる。しかも、そこが公園地区であるということからしますと、やはり、これは今後の問題ですが、このことを踏まえてやはり広島市が将来を考えた公園整備を考えることと、それからもう一つ、身近なことでは、今回の仕事に関してはテレビ局の協力、こういったことがあれば非常によろしいかというふうに考えております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

第1号議案について一通り説明をいただきました。ただ今の議案につきまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

委員 ちょっと教えていただきたいんですが、出来上がった姿はね、なるほどまあいいだろうというふうに専門の方々もおっしゃったんで、まあ安心したんですが、ただですね、その完成する時がいつなのかというのが、ちょっとわからないんですね。

こちらの資料の、参考資料にタイムスケジュールなんかも書いてありますが、先ほどの御説明では、2011年までアナログと併設をされるというふうに言っておられたと思うんですけども、そうすると、それから今のアナログのテレビ塔を撤去してですね、最終的に公園が出来るのはいつなのかということと、その間にですね、全く調査もしない期間が存在するんじゃないかというふうに思うんですが、これはどういうふうになるんですか。

会長 事務局。

事務局（公園計画担当課長） 今の御質問ですが、いつ頃出来るかということについては、一応2011年に、アナログ放送が終了ということになりますので、それ以降に、テレビ塔の撤去をします。これがだいたい半年間ぐらいであろうと思います。

それから、跡地の整備をするということになっていますので、公園的に、ある程度環境に配慮した整備ということについては、2014年、平成26年ぐらいと考えております。

それと、テレビ塔の完成が一応平成17年で、1年間試験放送を行いますので、今は、モニタリングは平成18年度いっぱいということを考えております。ただ、その時点で現状より減ったか増えたかというのがわかりますので、その時点で、その先のことは検討していきたいということで考えております。

委員 それでお聞きしているのですが、さっき言いましたように、結局、新たに作る所の工事についてはですね、ここへ書いてあります「平成18年」辺りまで調査をするんですけども、先ほど御説明があった最終的にですね、この計画が完成するのは、今のお話では平成26年ということになるのですかね。

その間は、公園の面積も狭いし、だから、その間のフォローがないと、出来上がった姿はいいのかもわからないけれども、いつ出来るかわからないが、この計画はいいなあという方針になりはしないかなというのを心配していますが。

事務局（緑化推進部長） 現在、平成18年までモニタリング調査という形で進めているわけですが、移植したあとのモニタリング調査も細かくやっていきまして、その間で大方のメドが立とうと思えます。

しかしながら、それ以降の公園整備が完了するまでの間、これについてもモニタリング調査はしないということではなくて、絶えず毎年毎年、確認調査をしていく必要があるというふうに考えております。その際に問題が生ずれば、万一生ずれば、そのときの保全対策ということを、その時点で講じていくということで考えております。

以上でございます。

委員 そうであれば、現在、計画されている平成26年までの計画も合わせて御報告されないと、さっき言いましたように、いつ出来るかわからないけれども、いい計画は出来たが、いつ出来るかわからないよということをですね、ここで確認しなさいということになりはしませんか。私は、それを心配しているだけですよ。

今のような財政状況で、本当にそういう裏付けもあるのか、そこら辺りもやっぱりつめた提案をしないとイケないのではないかと思います。

会長 今の委員の質問に教えてください。

事務局（緑化推進部長） 確かに、そういうことも考えられます。我々としても、平成18年以降につきましてもですね、モニタリング調査は、可能な限り続けてまいり、状況変化が生ずれば、その時点での具体の対応ということになりますので、それは、おそらく平成23年頃から公園整備を着手することになると思えます。完成が平成26年頃でござ

いますが、それまでの間は、いずれにしましても我々とともに、それからあとは、先ほどございましたけれども、地元の市民の方々とともにですね、そういう市民と行政との協力関係のもとで、モニタリング調査、保全のための生息状況等の確認をやってまいりたいと。いずれにしましても、公園整備が終わるまでの間は、我々としてもやっていくということでございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 まあ、それも含めた資料提示をすべきだったのではないかと、私は思います。

会長 よろしゅうございますか。

委員 一委員として発言いたします。おっしゃる話はわかります。

ギフチョウに関しましては、これは、実は今回のことが起こる前から、私も十数年来調べてきたわけで、当然、今度のことを、これも奇貨といたしましてずっと観ていくつもりです。

それで、やはり平成26年にスタートすると申しましても、先ほど申しましたように、あるいはこの計画全体に渡ることですが、これは、絵下山公園というのをどうしていくかという問題に関わります。希少生物というのは、突然、「さあ公園にしたから」といって、「はい」というものではありません。ですから、今、おっしゃいましたように、実は、このギフチョウだけではありません。ここにリストアップされておられません、やはりものすごいものというわけではありませんが、やはり今、大事にしなければいけない里山の生物が、あの辺には結構たくさんいるのです。ですから、これを公園化したときに、できるだけ現在の状態に近い状態で保持できるような努力、これは今、資料にはないかも知れませんが、これは一委員としてもやはりちゃんとやっていただきたいなというふうに、市のほうにお願いをしたいと考えます。

会長 今の委員の要望について、事務局より。

事務局(都市計画局長) 今回の事案については、テレビ塔の話もあるのですが、実は、これをきっかけに絵下山公園をやはり整備充実していきたいというふうな考え方が根底にあります。今回は、もう一度、我々公園担当部局として、ここの今回のテレビ塔の件を中心にどういうふうにもう一度、この絵下山公園整備の基本計画を作るかということで、特に、森との共創、キョウは「共」という、ソウは「創る」という字ですが、ギフチョウの舞う公園ということで自然豊かな、当然自然とふれあえる、そういうような公園を作っていきたいと思っております。先ほど委員のほうからもお話がありましたように、我々

はそういうような公園を作っていくという狙いのもとに、この整備を進めていきたいと思っていますので、必要なモニタリングを実施し、そういうような多様な生物、ギフチョウとのふれあいができないということがないように、十分注意していきたいというふうに考えています。以上です。

会長 他に何かございますでしょうか。はい。

委員 今、委員からギフチョウ以外のものがいろいろいるということをお聞きしたので、いろんな計画をされる場合、今まで委員の方々4人で専門分野で話をしてくられたわけですが、今後もなにかやはり公園の計画等、いろいろ動かす場合にはですね、やはり専門の先生方と話をしながら、協力を得ながらやっていっていただくことを、私はお願いをしたいと思います。

会長 はい、どうぞ。

事務局(都市計画担当課長) 先ほど里山環境、特に広島の非常に大きな特徴になっています市街地を取り囲む緑の部分、その部分について、どういうふうに里山環境を整備しながら公園を整備していくか。公園も近隣公園、あるいは街区公園みたいな公園のほか、今回のように少し空間があるだけではなくて、当然、そこで自然とふれあえるということで非常に重要な箇所もあります。これは今、委員、御指摘のように、我々は十分に生態系についての知識を持っているわけではありませんので、特に専門家の方と一緒にしながら、特にこれから多様な生物、多様なそういうふうなものとふれあえる環境を作ることが、ますます重要になってくると思いますので、いろんなノウハウの提供をお願いしながら、ただ芝生の空間があるとか、ただ空間があるということではなくて、そこにふれあがあるということに十分注意してまいりたいというふうに思っております。以上です。

会長 他に何か。はい、どうぞ。

委員 一つお尋ねするんですけども、自然環境の保全活用という点から少し離れるかも知れませんが、今、森林レクリエーションへのニーズというのが非常に高まってきていて、その対象者に、かなり高齢者が入ってきているというふうに思います。私の関係している高齢者団体でも、屋内のレクリエーションではなくて、例えば、ハイキングに出掛けるだとか、子どもと外で何かをやるというようなことがずいぶん増えてきているというふうに思うんですけども、この度も、これをきっかけにですね、散策・休憩などの充実を

図ると書いてあるんですが、街の中にある公園に比較しまして森林公園というのは、その景観に合わせて、例えば、いろいろな施設がロッジ風になっていて、バリアフリーなどの観点からいうと非常に使い勝手が悪いということ、ときどきお聞きすることがあるんですが、今、スクリーンで御紹介されたような森林公園の整備状況というのが、もしわかれば教えていただきたいんですが。

会長 はい。

事務局（都市計画担当課長） 広島市内で森林公園を整備いたしておりますのは、東区の広島市森林公園と、県が整備した東のほうの森林公園でございます。

その他、森林の保全に関しまして、委員、御指摘のとおり、もりメイトとかの制度を経済局のほうで持っております、多様な人々に対して、そういう活用を提供しているというところでございます。

バリアフリーに関しましては、先ほど私の説明の中で申し上げたように、バリアフリーに配慮したボードウォーク、歩行者空間を整備するなり、これからの整備でございますので、そういった視点を持ちながらやっていきたいというふうに思っております。

会長 はい、どうぞ。

委員 直接的ではないんですけども、テレビ塔が先ほど写真に出ましたけれども、デザインというのは非常に大切だと思いますけれども、都市環境の中でビルの上にある塔とかですね、それから山頂にある鉄塔というのが非常に日本というのは見苦しいものがあるので、今度、テレビ局のほうへ市の方から、かなり厳しい注文というか、実際にやる時には、コンペをやるとか、生物の保存も大事ですけども、環境の保全というかですね、そういうことを含めてやっぱり厳しい目で御所望いただきたいと思います。

会長 はい。

事務局（都市計画担当課長） 委員の御指摘の点、十分承知しております、デザイン等も含めまして色彩とかですね、そういったものにつきましても、周辺的环境にマッチしたものだということで、事業者のほうと、お話をさせていただいております。

会長 他にございませんでしょうか。

ないようでございますので、第1号議案につきましては、原案どおりの都市計画とすることを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしゅうございますか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。

最後になりましたが、事務局より報告事項があるようでございますので、お願いいたします。

事務局（都市計画担当課長） それでは、続きまして、前回、本審議会で御審議をいただいております案件の、その後の状況及び今後の予定等につきまして、御報告させていただきます。お手元に資料4として配布させていただいております。御参考にさせていただきたいと思います。

前回、2月1日に本審議会で御審議いただきました案件は、県決定の都市計画道路・横川江波線の変更に係る意見照会、西部河岸緑地の変更及び地区計画の決定の3件でございます。

まず、横川江波線の変更に係る意見照会に関しましては、2月18日に広島県都市計画審議会で変更が承認をされ、3月7日に都市計画の変更告示が行われております。これを受けまして、同日中に都市計画法に基づく事業認可を県に申請いたしまして、3月22日に認可を受けたところでございます。

次に、2点目の西部河岸緑地の変更にしましては、2月18日に都市計画の変更告示を行いまして、現在は7月頃の都市計画事業認可の申請を目指して作業を進めているところでございます。

3点目の地区計画の決定につきましては、西風新都伴北工業地区地区計画、へさかレインボーハイツ桜坂地区地区計画、ライブヒルズ未来地区地区計画、サンコート花みずき台地区地区計画の4地区がございしますが、2月18日に都市計画の変更告示を行いまして、現在は、建築物の制限に関する条例の改正作業を行っているところでございます。

以上、前回の審議会で御審議いただきました案件の、その後の状況及び今後の予定等について、御報告させていただきました。

なお、先ほど御審議いただきました第1号議案の関連資料として、「資料3 施工工事立入禁止対策図」というA3版の1枚の図面をお配りしておりますけれども、先ほど申しましたように、審議会終了後、委員の皆様には、これを机の上に置いて帰っていただきたいというふうに思います。

また、最後になりましたが、公募市民委員の若本さん、志々目さんのお二人の任期がこの6月11日までとなっております。

若本委員さん、志々目委員さん、どうも2年間ありがとうございました。

以上でございます。

会長 以上で、本日の審議会を終了いたします。

本日は、大変お忙しい中、御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉会いたします。